

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

## 環境農政常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

環 境 農 政 局

## 目 次

### 令和6年度6月補正予算

- I 令和6年度6月補正予算総括表【環境農政局関係】…………… 1
- II 令和6年度6月一般会計補正予算歳出の事業  
【環境農政局関係】…………… 2
- III 令和6年度6月一般会計補正予算債務負担行為について  
【環境農政局関係】…………… 3

### 議案（条例その他）

- IV 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁  
防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改  
正する条例の概要…………… 4
- IV 秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者  
の指定の概要…………… 5

# I 令和6年度6月補正予算総括表【環境農政局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	令 和 6 年 度			備 考
	当 初 予 算 額 A	6月補正 予 算 額 B	6月現計 予 算 額 C=A+B	
(款) 環 境 費	16,580,077	—	16,580,077	
(項) 環 境 管 理 費	14,312,141	—	14,312,141	
(項) 環 境 保 全 対 策 費	964,904	—	964,904	
(項) 自 然 保 護 費	1,303,032	—	1,303,032	
(款) 農 林 水 産 業 費	17,184,773	84,094	17,268,867	
(項) 農 業 費	1,964,700	33,704	1,998,404	
(項) 畜 産 業 費	757,418	44,784	802,202	
(項) 農 地 費	2,565,829		2,565,829	
(項) 林 業 費	9,913,985	3,612	9,917,597	
(項) 水 産 業 費	1,982,841	1,994	1,984,835	
(款) 災 害 復 旧 費	520,000	—	520,000	
(項) 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	520,000	—	520,000	
一 般 会 計 計	34,284,850	84,094	34,368,944	

(特別会計)

特 別 会 計 計	10,034,059	—	10,034,059	
-----------	------------	---	------------	--

環 境 農 政 局 計	44,318,909	84,094	44,403,003	
-------------	------------	--------	------------	--

## Ⅱ 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

### 1 7款 農林水産業費 1項 農業費

- 大船フラワーセンター指定管理費 759千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- 農業物価高騰対応費補助 32,945千円  
国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進するため、セーフティネット加入者の燃料費の負担増に対して支援するとともに、省エネ資材等の購入に対して補助する。

### 2 7款 農林水産業費 2項 畜産業費

- 畜産業物価高騰対応費補助 44,784千円  
畜産農家の輸入乾牧草購入費の負担増や、神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。

### 3 7款 農林水産業費 4項 林業費

- 林業物価高騰対応費補助 3,612千円  
きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器等の導入に対して補助する。

### 4 7款 農林水産業費 5項 水産業費

- 漁業物価高騰対応費補助 1,994千円  
出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。

### Ⅲ 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
ビジターセンター 指定管理費	271,290	前年度末 までの支出 (見込)額			特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和6年度 ～ 令和11年度	271,290		そ の 他	—
						一般財源	271,290

IV 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

排水基準を定める省令等の一部改正を踏まえ、6価クロム化合物の排水基準等に関し、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 6価クロム化合物

排水基準のうち、6価クロム化合物に係る許容限度を「0.05mg/l」から「0.02mg/l」とする。（別表第2関係）

(2) 大腸菌群数

項目名を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、許容限度を「1,000個/cm<sup>3</sup>」から「200cfu/ml」、「3,000個/cm<sup>3</sup>」から「800cfu/ml」とする。（別表第3関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和6年10月1日。ただし、2(2)については令和7年4月1日。

(2) 経過措置

この条例の施行の日の前日において設置されている特定事業場（建設工事中のものを含む。）のうち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置する特定事業場から排出される排出水の2(1)についての排水基準は、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その3） 定県第77号議案】

V 秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者の指定の概要

1 指定の趣旨

神奈川県立のビジターセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

2 指定の内容

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 施設の名称    | 秦野ビジターセンター及び<br>西丹沢ビジターセンター |
| (2) 指定管理者    |                             |
| ア 名称         | 公益財団法人神奈川県公園協会              |
| イ 主たる事務所の所在地 | 横浜市中区扇町三丁目8番地8              |
| (3) 指定期間     | 令和7年4月1日から<br>令和12年3月31日まで  |